

介護予防・日常生活支援総合事業と移動支援について

令和7年6月 関東信越厚生局健康福祉部
地域包括ケア推進課

介護予防・日常生活支援総合事業の考え方について

ひと、くらし、みらいのために

地域支援事業の目指すこと

地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築

地域支援事業の目的及び趣旨について

- 被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを**予防**し、**社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営む**ことができるよう支援することを目的とし、**地域における包括的な相談、及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、及び認知症高齢者への支援体制**を一体的に推進する。

住み慣れた地域での自分らしい暮らし

日常生活



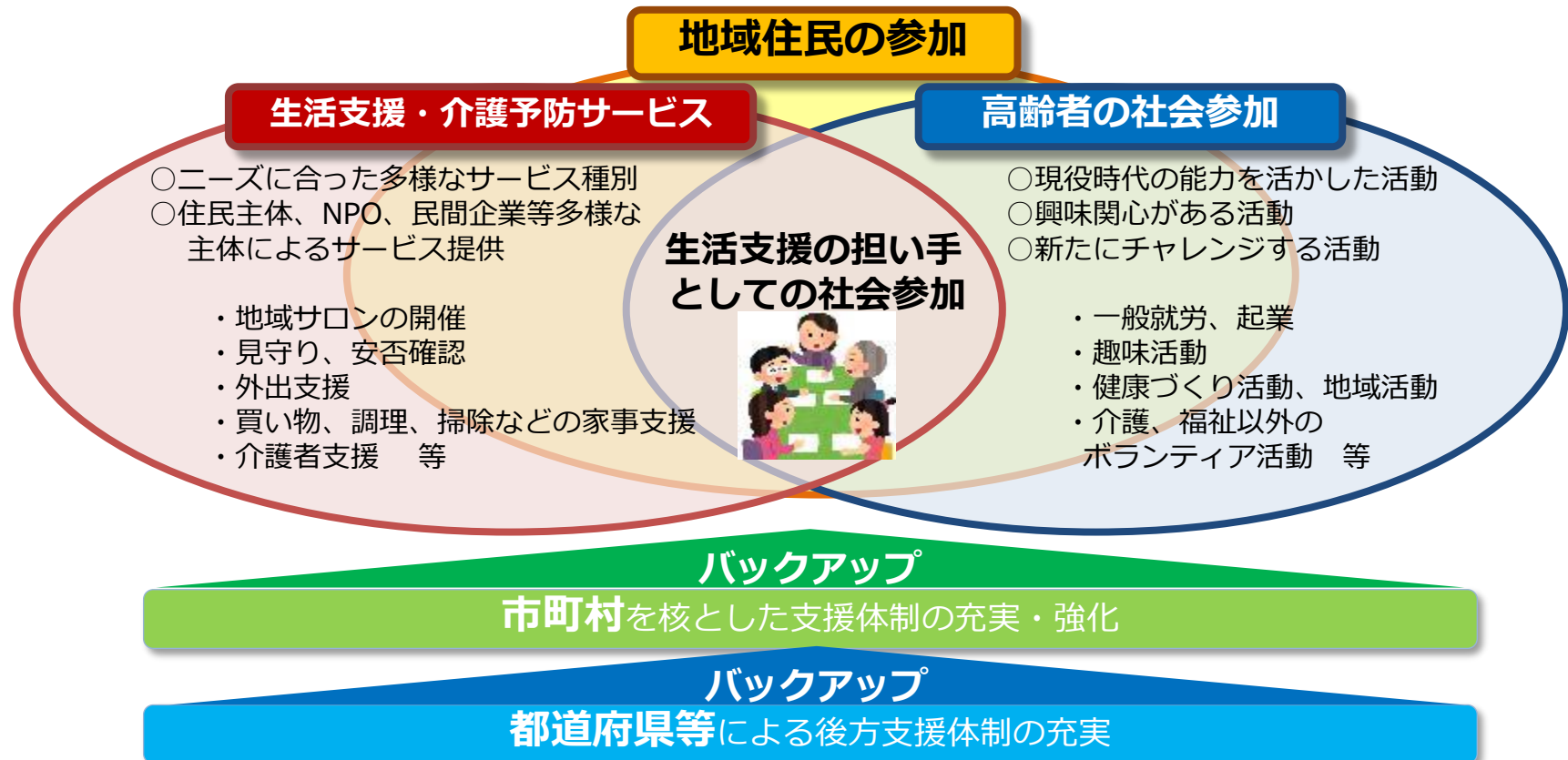
地域支援事業

地域包括ケアシステム

介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



地域包括ケアシステム

高齢者がどのような状態になっても**高齢者の尊厳の保持**と**自立生活の支援**を目的に、**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される

総合事業

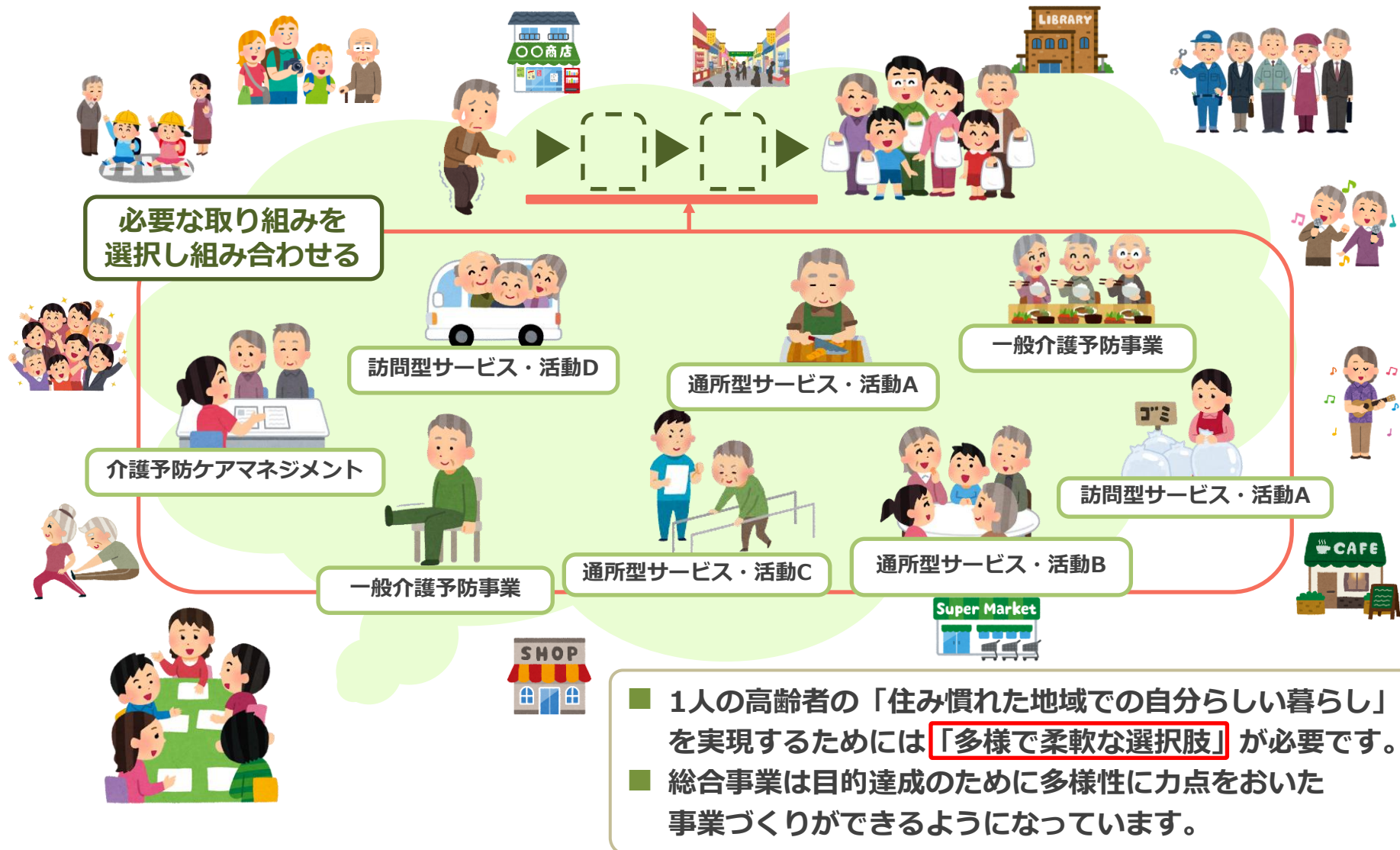
高齢者（要支援者や事業対象者など）が**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができる**ように、**介護予防の視点**を軸に**高齢者の能力を最大限引き出し、活かせることを目指して多様で柔軟なサービスを提供**したり、また**地域住民の多様な参画**など**地域の支え合い体制づくり**を行うこと

住み慣れた地域での自分らしい暮らし

▶ 1人1人違い、多様



1人の高齢者の「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」を実現するためには



総合事業における多様なサービス・活動の在り方①

改正された総合事業ガイドラインでは、総合事業の充実に向けた多様なサービスや活動の在り方について見直しが図られたところ

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（令和6年8月5日 厚生労働省老健局長） P115～P117 抜粋

2 総合事業の充実に向けた多様なサービス・活動の在り方

○これまで、国が示してきた総合事業におけるサービスAやBなどの類型は事業の実施主体に着目したものであり、予防給付時代のサービス類型を踏襲していることや、提供されるサービスの内容が一般介護予防事業、他のまちづくり施策等に端を発した活動と類似するケースも存在している。

○また、こうした分類は、介護保険制度の構造や事業の実施主体である市町村の目線に立ったものであり、ユーザーあるいは活動の主体たる高齢者一人一人にとっての関わりが希薄である。そして、サービス類型が並列に列挙されていることで、事業の目的よりも、それら全てを実施することが総合事業の到達点であると市町村が誤認しているとの指摘もある。

○こうした指摘を踏まえ、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」（平成27年厚生労働省告示第196号）や地域支援事業実施要綱について改正を行い、サービス・活動AやB等の分類については、その想定される実施主体、指定・委託・補助等の実施方法等による分類を適切な執行の観点から示すものであること、また、市町村ごとにその全てを実施することを求めるものではないことの明確化を行ったところである。

総合事業における多様なサービス・活動の在り方②

総合事業は、高齢者の視点に立って検討されるもの、と再定義された。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（令和6年8月5日 厚生労働省老健局長） P115~P117 抜粋

○ 総合事業は、

- ・ 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業や
- ・ 予防給付時代の制度的分類にとらわれない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、これまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開していくことが求められている。

○ 対して、多様なサービス・活動について、

- ・ 地域住民を含む地域で高齢者の生活支援に資する活動に取り組む多様な主体により展開されるサービス・活動
- ・ 想定される者は、地域とのつながりの中で自身の選択により生活を営む居宅要支援被保険者等全般
- ・ サービスの内容は、市町村の創意工夫により、高齢者の視点に立って検討されるものととらえ、多様なサービス・活動事業として想定される事業例を示すものである。

！ 介護保険制度からみた高齢者の移動支援の意義とは？

- 運転免許返納 ⇒ 買い物難民、通院機会の確保
 - + 外出をすること（身だしなみ・地域や人とのふれあい）
 - ⇒ **今まで当たり前に行っていたことを続ける（自分らしさ）**
 - ➡ **地域の中で人の移動が停滞しないこと = 地域活動の活性化**

！ 地域全体で高齢者の移動手段を確保するには？

- 地域のバス（路線バス・デマンドバスなど）・タクシー
 - × 市町村やNPOが行う自家用有償旅客運送（福祉有償運送など）
 - × **住民の“やりたい”を実現するための仕組み ⇒ 住民主体による移動支援**

介護予防・日常生活支援総合事業の活用

（訪問型サービス・活動Dの実施・生活支援体制整備事業による生活支援コーディネーターの配置等）

※道路運送法における許可・登録を要しない運送に対する市町村の支援の制度化

総合事業における移動支援

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（令和6年8月5日 厚生労働省老健局長） P119 抜粋

訪問型サービス

例3）通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援

○ 住民互助の移動支援と移動先の付き添い支援を一体的に行うものであり、基本的には、訪問型サービス・活動D（他の生活支援を一体的に行う場合は訪問型サービス・活動B）として実施することや、マッチング等を行う中間支援組織等にサービス・活動Aとして委託することが想定される。

○ 総合事業としての補助・助成の対象経費は、「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和6年3月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）で示したとおり、移動・付き添い活動に係る間接経費（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）のほか、ガソリン代等の実費相当分、ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与に係る経費が想定される。なお、これらの経費に対する補助・助成を行う場合も、当該補助・助成については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要である。

○ また、本事業による移動先については、商店や医療機関のほか、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定めることとする。

○ なお、買い物支援については、一定数の利用者を効果的に確保し、効率的にその支援を行う観点から、通所型サービスの実施場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される。

**通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援
にかかる活動主体の想定の拡大
(サービス・活動A,B,D)**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

多様なサービス・活動の分類（地域支援事業交付金の取扱いによるもの）

（注）以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）		委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される 実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 ● (介護サービス事業者等)		● ボランティア活動など地域住民の主体的な 活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する 者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可					
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者		● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成 のための計画的な支援を短期集中的に 行うことにより、介護予防・自立支援の効 果が増大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総 合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実 施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサ ビス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期 間を定めて保健医療に関する専門的な 知識を有する者により提供される短期集 中のサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食 事支援、送迎等を総合的に行うことが求め られる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施				
支援の 提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 ● (有償・無償のボランティア)		● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職	

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。

介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の例（令和6年度ガイドライン改正）

○地域支援事業実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス	選択 S 支援	多様なサービス・活動
● 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス ● 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など ● サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり		● 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動 ● 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等 ● サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

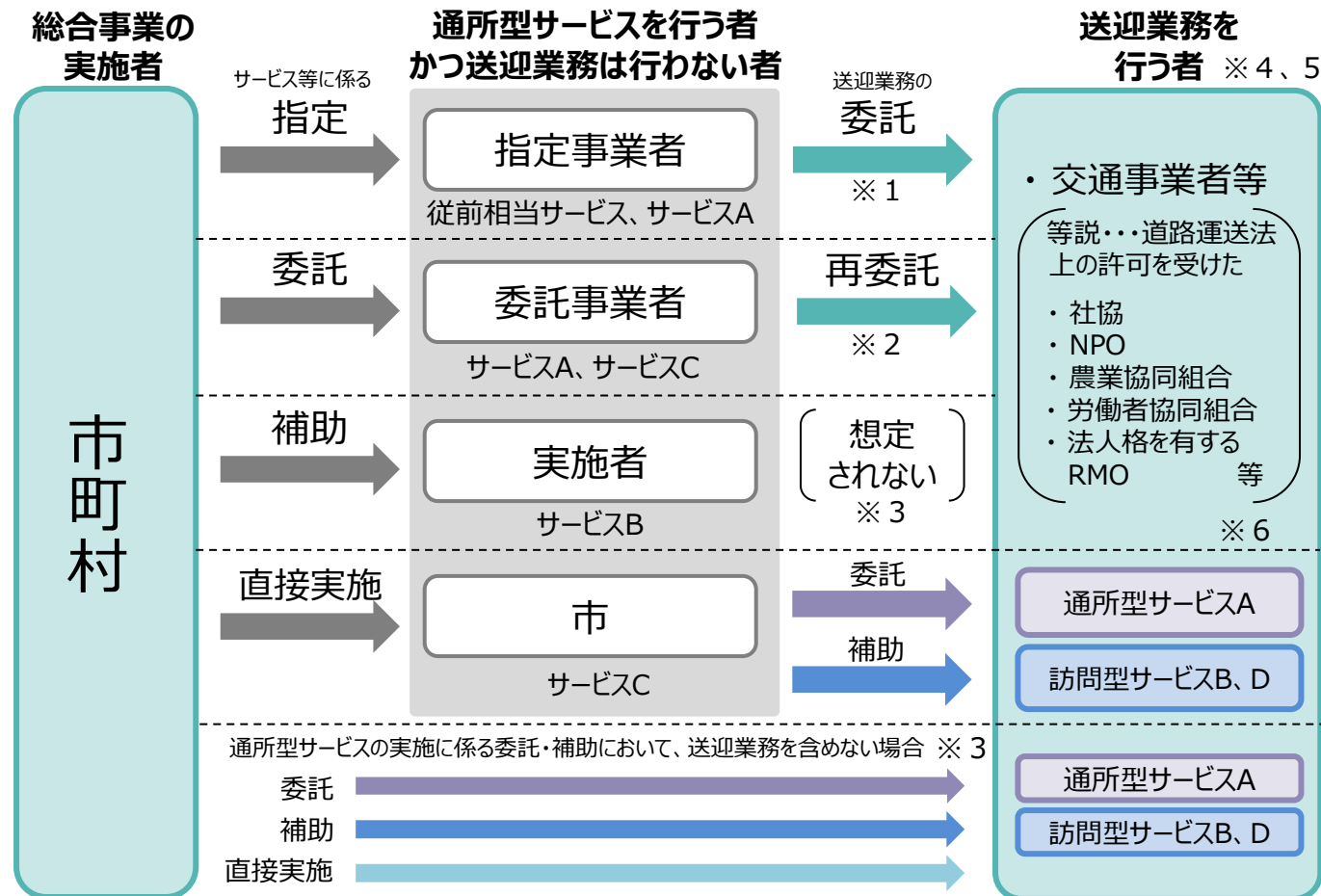
【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ	通所型の多様なサービス・活動のイメージ
● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ➡ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➡ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など ➡ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供 ➡ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 ➡ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める ➡ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能 ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される	● 地域住民が担い手となって活動することができる活動 ➡ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される） ➡ 訪問型サービスと同様 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動 ➡ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動 ➡ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 ➡ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援 ➡ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切） ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援 ➡ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動 ➡ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

通所型サービスの実施場所への送迎

- 市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを実施するにあたり、指定・委託・補助のいずれの方法を選択しても、実施場所への送迎は、指定事業所や委託事業者・補助による実施者以外に行わせることが可能
 - 市町村が同サービス等を直接実施する場合であっても、実施場所への送迎は委託・補助により行わせることが可能。
 - 実施場所への送迎を行う者は、交通事業者、農業協同組合、労働者協同組合、RMOを含む住民団体等、地域に根ざした活動等を行う、様々な主体が考えられる。
- ※一般介護予防事業については、委託・補助等多様な手法により実施されるため、この内容を参考に柔軟に取り扱われたい。

通所型サービスの送迎における、交通事業者や地域で活動する法人等 多様な主体の活用



※1 市町村が、送迎業務は利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であると判断した場合等にあつては、委託が可能。送迎業務を行う者への報酬は、指定事業者が、通所型サービスの実施に係る報酬から支払う。

※2 通所型サービスの実施に係る委託を受けた者が、業務の一部を再委託することを禁止する規定はない。送迎業務を行う者への報酬は、委託事業者が、通所型サービスの実施に係る委託費から支払う。

※3 通所型サービスの実施に係る補助を行う際、補助先は住民団体であり、自ら送迎業務に係る委託を行わせる等過度な事務負担を生じさせないよう、市町村が直接委託・補助することにより送迎業務を行う者を確保することも考えられる。

※4 送迎範囲が利用者の利便性を損なわない限りにおいて、他の介護事業所や福祉施設等の利用者と、同時に送迎を行うことも可能。

※5 当該送迎に特定した反対給付がない限り、道路運送法における許可又は登録を要しない。

※6 訪問型サービスB、Dの補助対象はあくまでも住民主体の活動（国交省GLの範囲内の事業）に限定しつつ、交通事業者等がマッチングや人材育成等のバックオフィス機能を担う場合は法人にB・Dの補助を行うことも可とする。

総合事業の移動サービスに関する地域支援事業交付金の 対象経費について

ひと、暮らし、みらいのために

総合事業の移動サービスに関する地域支援事業交付金の対象経費

移動支援に関する主な対象経費（想定）

移動・付き添い活動に係る**間接経費**（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）

ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給、ボランティアポイントの付与に係る経費

ガソリン代等の実費相当分、道路通行料 等

自動車保険の保険料、活動用の保険料

車両の維持、購入費

これらの経費に対する補助（助成）を行う場合も、当該補助（助成）については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要。

「『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」 P24

総合事業の補助金による住民主体のサービスへの支援の分類表
～一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）や通所型サービス・活動Bを含む～

	訪問型 サービス・活動D	訪問型 サービス・活動B	通所型 サービス・活動B	一般介護予防 事業 (補助の場合)
	通院・買い物等の 移動支援や移送 前後の生活支援、 通所型サービ ス等における送迎	生活援助等と一 体的に提供される 送迎	通所型サービスの 運営主体と 同一の主体 による送迎	通院・買い物等を する場合における、 一般介護予防事 業による送迎
利用者に対して支援を 行う者の人件費 ①	×	×	×	×
ボランティア活動に対 する奨励金 ②	○	○	○	×
ガソリン代・道路通行 料・駐車場料金等	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ③	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ④	○	○	○	○
車両維持・購入費	○	○	○	○
コーディネーターの 人件費	○	○	○	○
家賃・通信費等	○	○	○	○

【表の①～④について】
①直接送迎を行う職員の賃金等を想定。
②利用者に対して支援を行う者が行うボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を想定。
③「団体が所有する車両の自動車保険」、及び「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」を想定。
④自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険を想定。

総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係

「介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等について（周知）」（令和6年3月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

- 総合事業による高齢者の移動支援と道路運送法における許可・登録の必要性との関係等について、「道路運送法新ガイドライン」（「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）の別添）を踏まえた整理は以下のとおり。

訪問型サービス・活動D（又はB）として、**住民主体**による通院・買い物等のための移動・付き添いを行う活動に補助（助成）する場合

- ・ 本事業として行う運送は、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）③の提供するサービスに人の運送が付随して行われるものに該当するものであり、**道路運送法による許可・登録は不要**。
- ・ 本事業の実施主体が、利用者から**ガソリン代等の実費相当分（※）を受け取る場合**も、道路運送法による許可・登録の判断基準において、**有償の運送とはならず、許可・登録は不要**。

※「実費相当分」とは、道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②のガソリン代等の「実費」相当分をさす。

（参考）道路運送法新ガイドラインⅡ 1（1）②（抜粋）

- ・ 運送行為が無償で行われる場合においても、ガソリン代等の「実費」を受け取ることは許される。この場合には許可又は登録又は不要である。
- ・ 「実費」とは、運送（前後の回送を含む。）に必要なガソリン代等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料（※）、当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいう。
 - ※保険料とは、以下の保険に関する保険料を指す。
 - ・ ボランティア団体・NPO等による、一回あたり、又は一日あたりの無償運送行為を対象に提供されている保険（当該保険が年間契約による場合を含む。）。ただし、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外。
 - ・ レンタカーの借り受けに伴って加入する一次的な保険（免責補償制度（CDW）及び休業補償（NOC））。
- ・ ガソリン代の算出は、一般的には、直近のガソリン価格等を利用して以下の方法により算出することが可能であるが、運送行為が頻繁に行われる場合に、一定の期間において「1 kmあたり〇円」などと定めて概算することも、簡易な方法として容認できる。
$$\text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/\ell)} \times 1 \ell \text{あたりのガソリン価格 (円/\ell)}$$

- ・ 総合事業としての補助（助成）対象経費は、移動・付き添い活動に係る間接経費（活動団体の事務職員等の人件費、利用調整に関する経費、運転を行う者の研修に要する費用等）のほか、ガソリン代等の実費相当分、ボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティア奨励金の支給やボランティアポイントの付与に係る経費が想定される。なお、これらの経費に対する補助（助成）を行う場合も、当該補助（助成）については運送の反対給付とはみなされず、道路運送法による許可・登録は不要。

第一号通所事業を実施する施設への**送迎**（道路運送法新ガイドラインⅡ 1（2）②関係）

- ・ いずれの場合も、第一号通所事業利用者の送迎のために付随した運送を行うものであり、かつ、市町村から第一号通所事業の実施に要する費用が支給されていることから、利用者から利用料を徴収する場合であっても、当該利用料は運送に特定した反対給付とはならず、道路運送法による許可・登録は不要。
- ・ また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中に商店等に立ち寄ることも差し支えない。

総合事業の対象者以外が移動サービスを利用する場合の 取り扱いについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

住民主体のサービス・活動の推進（令和6年度地域支援事業実施要綱の改正）

（サービス・活動事業A・B（D）における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い）

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B（D）の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

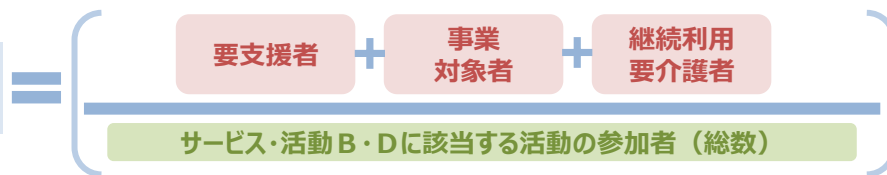
例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

対象者
数割合



- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を（定額）補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）**対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

* この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

総合事業の対象者以外が移動サービス利用する場合

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める

➡ 例 支援者のボランティア奨励金

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

市町村において、その事業の目的を達成するための附随的な活動と判断される場合

➡ 対象数の割合を考慮しなくてよく、対象経費の一部を（定額）補助等とすることが可能

➡ ボランティア奨励金について、対象者に対する活動に支障ないと市町村が認める場合

➡ 対象者以外の者に対する活動全体に対する補助等が可能

「『福祉』と『交通』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」 P25

詳しく！対象者以外が利用する場合の考え方

総合事業の対象者以外が利用することはできる？

通常の移動サービスとは異なり、「介護予防・日常生活支援総合事業」は介護保険制度の一つですので、補助の対象は原則、総合事業の対象者になります。

ただし、総合事業の対象は、要支援者、事業対象者、継続利用要介護者に限られますが、**事業として総合事業の対象者以外の地域住民も含めて、一体的な実施を行うことは可能です。**

総合事業の対象者以外が利用する場合は、どこまで補助対象になる？

利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、地域住民を含む多様な主体による活動を幅広く展開していく観点から、令和6年度以降、地域支援事業実施要綱の改正をはじめ、取扱いの変更が行われました。

	補助対象経費	総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール
改正前	活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める 【例】 - 活動の立上げ支援に要する費用 - 活動場所の借上げに要する費用 - 光熱水費 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 * - 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金） * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。	対象者数割合 = $\frac{\text{要支援者} + \text{事業対象者} + \text{継続利用要介護者}}{\text{サービス・活動B・Dに該当する活動の参加者（総数）}}$ - 対象者数割合が50%以上 → 対象経費の全額を補助等可能 - 対象者数割合が50%未満 → 対象経費の額 × 対象者数割合を補助等可能
改正後	活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める 【例】 - 活動の立上げ支援に要する費用 - 活動場所の借上げに要する費用 - 光熱水費 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 * - 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金） * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。	市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。 - 対象者数割合によらず、対象経費の一部を（定額）補助等すること ボランティア奨励金について、対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等すること ⇒ 対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能 居場所づくりや活動（通所B） 付き添い支援（訪問D） 生活支援（訪問B）

※改正後の取扱いによる場合であっても、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握することが必要。

※市町村の判断により、改正前の方法による補助等も可能。

ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare